

I Rカジノ設置に反対する決議

1. 2016 年末国会で「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（以下、I Rカジノ法）が強行採決された。

I Rカジノ法は、政府に民営 I Rカジノの実施法をつくらせ、2020 年の東京五輪にも間に合わせるというもので、カジノに伴う①ギャンブル依存症等の発生・拡大、②治安悪化、犯罪の発生、③マネーロンダリング、脱税、④教育・文化環境の悪化を招き、そして本来許されない賭博を営利業者に認めるという利権まで発生させ、法秩序の否定をもたらすものである。よって、私たちは法案に反対し、廃案を求めてきた。

2. 政府は、2017 年 4 月に「I Rカジノ実施法」の立法化のため推進会議をつくった。そして、安倍首相は口先では世界最高水準の規制の I Rカジノを設けるというも、推進会議の I Rカジノ案の実態は最低レベルのカジノ規制を取りまとめようとしている。

I Rカジノは、人の射倖心を利用して、人の富を効率的に収奪するものであり、人の弱みを利用する大規模な組織的私企業活動である。

国内外のカジノ企業、I R議連（カジノ議連）、カジノを推進する経済団体、そして誘致活動を行う一部地方自治体の首長は観光振興などというが、その効果は疑わしく、市民から娯楽の名の下に財産を収奪する事業を進めるものである。

3. 政府や地方自治体は、現在でも刑法 185～187 条の例外となる特別法で公営競技を主催したり、富くじ（宝くじとサッカーくじ）を販売しており、10 兆円弱の公営ギャンブルがある。また、日本にはパチンコ・スロットの売上 18 兆円、11000 店と世界最多の公認「ミニカジノ」が存在する。

これによる日本のギャンブル依存症は厚生労働省の委託調査で 286～536 万人と推計されている。そして、既存ギャンブルの周辺で既に賭客の借金や生活破綻、自殺、さらに家族の財産喪失から子どもの熱中死までが発生している。そして、ギャンブルに投ずる金のために発生する窃盗、強盗、横領の犯罪も絶えない。

しかるに、この弊害を生み出したギャンブル主催者・企業はその防止の責任を全く果たしていないし、政府や自治体も被害救済に動いていない。

4. これは憲法の定める日本国民の幸福追求権、生存権、生活基礎となる財産権を侵害するものである。そして、「I Rカジノ実施法」を国会が認めることは、これまで日本にない「賭博特区」での民間企業の賭博開帳を認めるもので、憲法上、最大の尊重を必要とする人権と公共の福祉に反するものであり、絶対に許されない。

以上、決議する。

2017 年 9 月 3 日

第 24 回全国市民オンブズマン和歌山大会参加者一同